

境川における特定都市河川浸水被害対策法に基づく 河川及び流域の指定について

1 概要

二級河川境川における「特定都市河川浸水被害対策法(以下、新法という)」に基づく河川及び流域の指定について、神奈川県知事及び東京都知事が、平成 26 年 2 月 14 日に指定を公示し、平成 26 年 6 月 1 日に施行される予定です。

今後は、流域水害対策計画の策定など、治水安全度の向上に向け、積極的に対応していきます。

2 取組内容

(1) これまでの取組

市街化の進展により、河道拡幅等の整備による治水対策が困難な鶴見川流域では、既に新法に基づき河川、下水道、流域対策を合わせた総合的な治水対策に取り組んでいます。

今回、神奈川県及び東京都は、平成 25 年 12 月 25 日に国土交通省の同意を受けて、平成 26 年 2 月 14 日に二級河川境川について新法指定の公示を行いました。

境川の流域概要は、下表のとおりであり、そのうち本市分は約 104km²です。鶴見川流域と合せると、市内の概ね 6 割の区域が新法の指定区域となります。

二級河川境川

河川延長	約 52km
河川流域面積	約 211km ² (横浜市:約 104km ²)
河川管理者	神奈川県、東京都、横浜市
流域自治体	神奈川県、東京都、横浜市、相模原市、町田市、大和市、藤沢市、鎌倉市



(2) 今後の具体的な取組

新法適用は、周知期間を経て、平成 26 年 6 月 1 日に施行する予定です。

具体的な取組としては、河川管理者、下水道管理者、流域自治体が共同して時間降雨量約 60 ミリに対応する流域水害対策計画を策定してまいります。

また、開発などによる雨水の流出増を抑制するため、恒久的な雨水貯留浸透施設の設置を義務付ける等により、総合的な治水対策を推進してまいります。

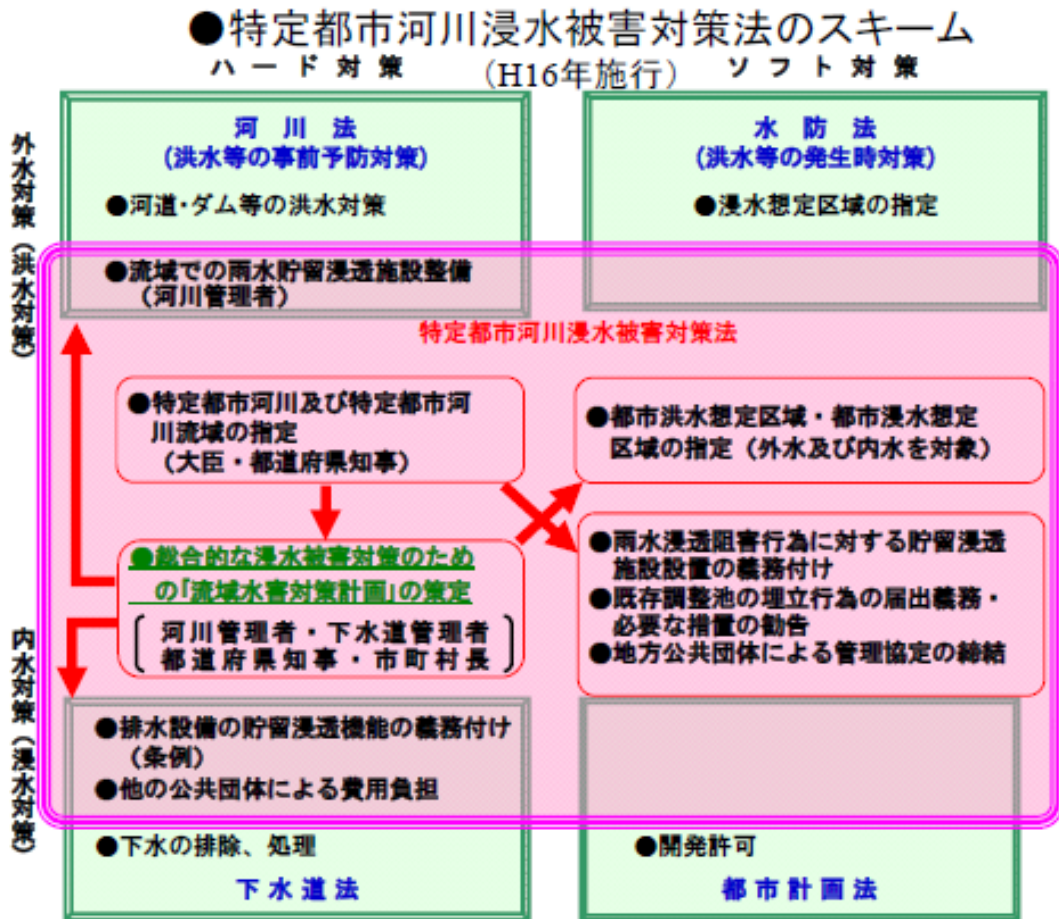
<参考>

1 新法の目的

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害の発生、又はそのおそれがあり、かつ河道等の整備による浸水被害対策が、市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び流域として指定し、浸水被害の防止のための総合的な対策の推進を図ることを目的としています。

2 実施する主な内容

- (1) 流域水害対策計画の策定（目標降雨：時間降雨量約 60 ミリ）
河川管理者、下水道管理者、都県知事、流域市長が共同で策定。
- (2) 雨水浸透阻害行為の許可
宅地等以外の土地（山林、田畑等）で一定規模(1,000m²)以上の雨水浸透阻害行為（宅地造成、舗装等）を行う場合に、恒久的な雨水貯留浸透施設の設置を義務付ける（許可権者:市長）。



国土交通省ホームページより